

韓国知的財産ニュース 2016年9月後期

(No. 327)

発行年月日: 2016年10月5日

発行: JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

http://www.jetro-ipr.or.kr

★★★目次★★★

このニュースは、9月15日から9月30日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- \triangleright 2-1 特許庁、ファッションデザイン保護に向けたフォーラムを開催(2016.9.19)
- ▶ 2-2 特許庁、国有特許の専用実施に関する説明会を開催(2016.9.22)
- ▶ 2-3 中小企業庁、中小企業技術保護カンファレンスを開催(2016.9.23)

模倣品関連及び知的財産権紛争

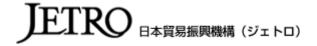
- ▶ 3-1 LGエレクトロニクス、ドイツ企業相手に特許無効訴訟 (2016.9.18)
- ▶ 3-2 高級ブランドの偽物販売業者を摘発(2016.9.22)
- ▶ 3-3 中小企業の技術流出、ほとんど内部者が原因(2016.9.27)
- ▶ 3-4 過去5年間摘発された偽物3兆ウォン以上(2016.9.28)
- ▶ 3-5 LGイノテック、日本電産に特許訴訟で勝訴(2016.9.29)

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- ▶ 5-1 金属空気電池に関する特許出願が活発(2016.9.19)
- ▶ 5-2 ポリケトンに関する特許出願が増加(2016.9.20)
- ▶ 5-3 サムスン電子、HP に特許 6,500 件を売却(2016.9.21)
- ▶ 5-4 量子ドットを適用した LCD に関する特許出願が急増(2016.9.26)



法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 特許庁、ファッションデザイン保護に向けたフォーラムを開催

韓国特許庁(2016.9.19.)

韓国特許庁は、(財) ソウルデザイン財団と共同で 9 月 30 日 (金) 午後 2 時からソウル東大門デザインプラザ (DDP) にて「2016 デザイン保護フォーラム-ソウル (副題: Fit your Design right!)」を開催すると発表した。

今回のフォーラムは、ファッション業界における最近の模倣の実態を診断し、対策を 模索する一方、ファッション業界のグローバル進出に向けファッションデザイナーが知っておくべき知的財産権情報を紹介するために設けられた。

主な内容としては、▲ファッションデザインの模倣の類型と原因、特徴等実態分析、 ▲ファッションデザインの効果的な権利確保及び紛争対応戦略、▲ファッションデザインのトレンドの変化による法的問題、▲ファッションデザイン保護に関する外国の事例及び代案的制度の模索等があり、各分野の専門家によるテーマ発表とパネルディスカッションが行われる予定だ。

デザイナー、学生、企業の担当者等ファッションデザインの権利保護に関心のある人なら誰でもデザインマップ (designmap. or. kr)にて無料で参加申請できる。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「今回のフォーラムをきっかけに、 最近ファッション業界における一部の無分別な模倣行為について警戒心を持ち、ファッ ションデザイナーが知的財産権を正しく認識することでファッション業界の健全な創作 生態系の構築につながることを期待する」と述べた。



一方、特許庁は今年下半期にも、光州デザインセンター、大邱慶北デザインセンター 及び釜山デザインセンターと共に地域巡回フォーラムを開催し、デザイン権利保護に対 する認識向上に引き続き取り組む予定だ。

2-2 特許庁、国有特許の専用実施に関する説明会を開催

韓国特許庁(2016.9.22.)

- □ 特許庁と農村振興庁は共同で、企業及び個人が一定期間独占的に使用できる専用実施の国有特許を選定し、技術移転説明会を開催する。
 - * 国有特許とは、国家公務員が発明をして国家名義で登録された特許
 - 同説明会では、専用実施対象となる国有特許の既存技術との違いや事業化の見通 しについて紹介し、入札手続きの案内や技術移転に関する個別相談を行う予定だ。
- □ 特許庁はこれまで、国有特許の使用を希望する人なら誰でも技術移転を通じて事業 化ができるよう通常実施に注力してきたが、今年から専用実施が必要と判断される 一部の国有特許について一定期間独占使用権を保障する専用実施処分を積極的に 推進することにした。
 - これは、技術の事業化まで追加の研究・開発等、企業の投資が必要な国有特許技術の場合、競合会社が特許製品を模倣する可能性を減らすために国有特許を独占的に使用する必要があるからである。
- □ 同説明会で紹介される専用実施対象となる国有特許(農村振興庁の発明特許8件)
 - ① 高温性微生物を活用した動物廃棄物のアミノ酸液肥の製造装置(特許1件)
 - ② 抗炎症効果を持つキバナオウギ抽出物から作られるサポニン化合物(特許1件)
 - ③ 発育促進、骨粗鬆症の予防等の効能を持つゼラチン加水分解物を含む発酵乳の造成物(特許1件)
 - ④ 音波の処理による植物遺伝子発現の調節方法(特許1件)
 - ⑤ 繭・平面繭を活用した血管用パッチ(特許2件)
 - ⑥ 繭・平面繭を活用した人工生体膜(特許2件)等



- * 細部の説明資料は、特許庁のホームページのお知らせコーナーを参照
- また、同説明会では、無償で使用可能な国有特許が紹介され、国有特許取引専門 機関*も参加して国有特許の技術移転に関する相談を提供する予定だ。
 - * 農業技術実用化財団(農業・畜産分野)、韓国林業振興院(林業分野)、韓国発明振 興会(水産等その他分野)がある。
- □ 説明会は9月22日にソウル市 aT センターで開催される予定であり、国有特許技術 移転に関心のある人なら誰でも参加可能だ。
 - * 第2回説明会は10月18日、農業技術実用化財団にて開催
 - 国有特許専用実施権の入札公告では、特許庁(www.kipo.go.kr)と農村振興庁 (www.rda.go.kr)のホームページにて9月23日に掲載される。

2-3 中小企業庁、中小企業技術保護カンファレンスを開催

中小企業庁(2016.9.23.)

- □ 中小企業の技術保護の現状と制度改善に向け、中小企業人と関連専門家等 300 人余りが一堂に会し膝を交えた。
 - 〇 中小企業庁と大・中小企業協力財団は9月23日(金)、「中小企業技術保護の現状」をテーマに「2016年中小企業技術保護カンファレンス」を開催した。
- □ カンファレンスは、米国、EU、日本等先進各国の技術保護制度や動向、営業秘密の 立証負担の緩和、技術保護政策の中小企業特化の必要性等、制度の見直しを提示し たイ・サンジ KAIST 教授の基調講演から始まった。
 - 檀国大学のソン・スンウ教授は、テーマ発表を行い大企業の技術資料の要求行為 等契約締結の前段階で主に発生する技術奪取行為について事例を中心に説明し、 解決策が急がれることを強調した。
 - 続いて行われたパネルディスカッションでは、弘益大学のチョ・ヒギョン教授を はじめとする討論者らは、技術保護に対する認識を向上させ、公正な技術使用文



化を醸成して事前に予防することが重要であることに意見が一致した。また、技術侵害による被害救済のための調停・仲裁制度の機能強化策等、事後救済策についても様々な意見を提示し具体的な対策について熱い討論を行った。

- さらに、中小企業が必ず知っておくべき技術保護 10 大核心守則*を中心に、企業 自らがセキュリティの強化に向けて努力することが最も重要であるという意見 も述べられ、共感が示された。
 - * 中小企業庁では今年7月、「中小企業技術保護指針」をまとめ配布しており、その中で必ず知っておくべき10大核心守則を決めて発表した。
- □ 同カンファレンスは、技術革新だけでなく技術保護も非常に重要であることを共有 した有意義な場となった。
 - 中小企業庁のチェ・スギュ次長は祝辞で「急速に変化するグローバル経済環境の下では、技術開発だけでなく、せっかく開発した技術を守ろうとする意志と努力が何より重要だ。今後効果的な支援政策を策定し、中小企業の技術保護に対する認識を向上させるきっかけになることを期待する」と話した。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 LGエレクトロニクス、ドイツ企業相手に特許無効訴訟

デジタルタイムズ(2016.9.18.)

LGエレクトロニクスは9月18日、ドイツのコンプレッサー専門会社 Secop を相手取り、イタリアのトリノ裁判所に特許無効訴訟を提起したと明らかにした。

これは、Secop が今年7月にLGエレクトロニクスが自社の特許を侵害したとして小型コンプレッサー等の生産、販売等の中止と損害賠償を要求したことに対する対抗である。小型コンプレッサーは主に小型冷蔵庫、浄水器等に使用される。

LG エレクトロニクス側は、会社の独自技術を積極的に保護し競合会社の不当な主張に



は強く対応するという方針から今回の訴訟を提起したと説明した。同社が特許無効訴訟を提起した特許は、Secopが保有している欧州特許2件で、小型コンプレッサーと冷媒配管を固定するための圧縮管連結構造、小型コンプレッサーの騒音を減らす吐出マフラーの構造等に関するものである。



<LG エレクトロニクスの小型コンプレッサー>

同社は Secop の技術が業界で一般的に使用されていることから Secop の特許が無効ということを積極的に証明する計画だ。

米国特許庁(USPTO)は2012年に続き今年もSecopの特許登録を断った経緯がある。LG エレクトロニクスは、Secopのコンプレッサー技術は自社の独自技術とは違うためSecopの特許を侵害していないということも立証するという戦略だ。

Secop は今年7月、LG エレクトロニクスが当該特許を侵害したとして小型コンプレッサーの生産、販売等の中止と損害賠償を求めた。

LG エレクトロニクスは、コンプレッサーに関連して国内で約 2,700 件の特許を登録しており、米国と欧州で登録した特許もそれぞれ 526 件と 121 件となる。

また、同社はコンプレッサーの外部販売を増やし、完製品中心だった生活家電事業を中核部品へと拡大している。今年上半期時点で、コンプレッサーの生産量全体で 40%以上を外部の業者に販売する等、引き続き外部への販売を増やす計画だ。

キム・グァンホLGエレクトロニクスC&M事業部担当常務は「知的財産権を重視する企業として、正当な権利保護のためにライバル社の不当な主張に対して断固として対応する方針だ」と話した。

キム・ウン記者 silverkim@dt.co.kr



3-2 高級ブランドの偽物販売業者を摘発

ソウル中部警察署(2016.9.22.)

ソウル中部警察署は、国政課題である経済活性化のための「経済秩序を乱す行為に対する特別取締り」の一環として、海外有名ブランドのLかばん、R時計等、偽物を外国人観光客等に販売してきた被疑者4人を検挙した。

□ 事件の概要

- 被疑者 A、B、C、D は、ソウル市中区明洞にかばん販売店を設け、海外有名ブランドである L かばん、R 時計等の偽物を陳列棚の裏側の機械室に保管した後、外国人観光客等を相手に販売する者であり、
- 2016 年 4 月から 2016 年 9 月 8 日まで、上記の店舗で外国人を相手に L かばん、R 時計等、約 4,000 万ウォン相当の偽物を販売し、40 種の海外有名ブランドの偽物 387 点(正規品時価約 83.6 億ウォン相当)を販売目的で保管していた。

□ 適用法律

商標法第93条-7年以下の懲役、1億ウォン以下の罰金

□ 検挙経緯及び措置

- 明洞に秘密の売り場を設け、外国人等を相手に海外高級ブランド品の偽物を販売しているとの通報を受け、捜査に着手
- 店舗の前で業者が通行人を相手に客引き行為をするのを目撃した後、
- 当該店舗に入って偽物を押収し、被疑者4人を検挙

□ 捜査の結果

- 被疑者らは社会で知り合った間柄で、一般のかばんがあまり売れず、偽物を求める客が増えていることから偽物かばんを販売すると儲けられると思い、
- 店舗内の裏のスペースに海外有名ブランド商標を盗用した偽物を保管した後、 外国人観光客等を相手に1カ月平均約800万ウォン相当の偽物を販売してきた



ことが確認された。

□ 事件の特徴

○ 事件の意義

商標権を含む知的財産権の侵害は、当該ブランドのイメージだけでなく、国のイメージも失墜させる重大な犯罪に該当する。

○ 偽物の販売のための裏の売り場を設置

被疑者らは、取締りを免れるためにかばん陳列棚の裏側にある約 10 坪規模の機械室と 2 階の倉庫に偽物を保管し、店舗内に別途のスペースを設け偽物を販売してきたことが 明らかになった。

○ 商標の直接偽造販売

一部のブランドの場合、被疑者らが穴あけ器を用いて皮に穴をあける方法により、商標を直接偽造して販売してきたことが確認された。

□ 今後の計画

○ 警察は、ソウル中心部にある明洞観光特区のイメージを改善するとともに国民が 安心して経済活動に専念できるよう、経済秩序を乱す各種違法行為に対して自治体や特 許庁等の関係機関と協力して持続的に取締りを実施する予定である。

□ 取締り現場の写真



店舗内に 保管していた偽物

高級ブランド時計の偽物

陳列棚裏側の 偽物保管場所



店舗内にある 偽物の保管場所

店舗内にある 裏の売り場

2階の偽物 保管倉庫







穴開け機

穴開け機を利用した模倣品

3-3 中小企業の技術流出、ほとんど内部者が原因

電子新聞(2016.9.27.)

中小企業の核心技術流出の大半が内部者(インサイダー)や協力会社等の主要関係者 によって発生することが明らかになった。しかし、多くの中小企業は、技術流出の危険 性を知りながらも人材や費用等を理由に安全装置を用意できず、事実上技術流出の危険 に対し無防備となっている。

電子新聞がソウル地方警察庁の産業技術流出捜査チームに依頼した結果、警察庁が受 け付けた技術流出事件は昨年89件、2014年117件、2013年125件となっている。大半 がインサイダーによる技術流出という。

事件も増加傾向にある。警察庁を含めた捜査機関が送検した事件を総括する最高検察 庁の技術流出犯罪の起訴件数は、昨年計467件だった。2011年以降毎年400件以上の起 訴が行われている。

技術が流出される主な経路は、インサイダーによる流出である。警察庁によると、技

術流出犯罪の約80%がインサイダーによるものだった。ほとんどの場合、核心人材が突然ライバル社に転職したり、創業して重要情報を無断で活用する形だった。2013年には、退職した社員らが前の職場の電算網に接続して核心技術を盗み取る事件があった。

最近では、協力会社への技術支援を装った流出が増えた。製品の納品や技術支援等を 口実に協力会社の重要情報にアクセスした後、一方的に契約を解約し独自の製品を開発 するケースだ。

レントゲンの共同開発を口実に協力会社に核心部品情報を要求した後、これを流出して独自の製品を出したり、技術移転契約の話を持ち出して接近した海外企業が国内企業の癌診断技術を盗用して独自開発していたところを摘発されたケースもあった。

中小企業は、技術流出の危険性を知りながらも費用や労力等の理由から技術流出の防御に消極的に対応している。

中小企業の関係者は「セキュリティの重要性は認識しているが、監視カメラや IP トラッキング等のセキュリティソリューションを用意するには小企業にとってコストの負担が大きく、独自のセキュリティ対策を作ったくらいだ。インサイダーが情報を流出しようと思えばそれを防ぐ手立てがないのが現状だ」と訴えた。

中小企業庁によると、技術流出の原因としては、セキュリティ管理及び監督体制の不備(56.4%)や役員・従業員のセキュリティ意識不足(48.8%)、セキュリティ関連の投資不足(33.7%)等が挙げられた。

専門家らは、協力会社と重要情報をやり取りする際には、秘密保持契約書の作成等、 安全装置を明確に設けることが重要だとアドバイスする。また、インサイダーによる技 術流出を防ぐために、物理的セキュリティだけでなく、従業員・研究員の処遇を改善す る人的セキュリティ対策も必要だと指摘している。

ソウル地方警察庁のキム・ドングク産業技術流出捜査チーム長は「協力会社間で取引する前に営業秘密について具体的に明記しないと、被害を防ぐことができない。取引前は協力会社の評判や資産規模を検討し、取引後は営業秘密の返還や廃棄を明確に要請しなければならない」と強調した。

イ・ヨンホ記者 youngtiger@etnews.com



3-4 過去5年間摘発された偽物3兆ウォン以上

デジタルタイムズ(2016.9.28.)

過去5年間国内で摘発された模倣品の規模は3兆ウォンに達し、最も多く摘発された ブランドは「ルイヴィトン」であることが明らかになった。

今月28日、国会企画財政委員会のパク・ミョンジェ議員(セヌリ党)が関税庁から提出を受けた「知的財産権侵害事犯に対する取締現況」によると、過去5年間(2011~2015年)、偽物の密輸出入摘発件数は計3,088件、金額では3兆2,459億ウォンに上ると明らかにした。

品目別には、時計類が計 9,877 億ウォンと最も多く、かばん(7,184 億ウォン)、バイアグラ類(4,358 億ウォン)、医療・織物(4,212 億ウォン)等の順となった。

時計類の場合、密輸出入摘発金額が 2011 年 1,116 億ウォンから昨年 2,550 億ウォン へと 2 倍以上増えた。一方、2011 年 2,255 億ウォンと摘発の規模が最も大きかったかば ん類は徐々に減って昨年 376 億ウォンにとどまった。

ブランド別には、知財権違反の摘発金額 1 位は、ルイヴィトンの 2,720 億ウォンだった。 高級ブランドバックで有名なルイヴィトンは 2011 年一年間だけでも 1,069 億ウォンに相当する偽物が摘発されたが、昨年は 10 分の 1 水準である 103 億ウォンへと激減した。

ルイヴィトンの次には、ロレックス(1,974億ウォン)、シャネル(1,505億ウォン)、カルティエ(1,331億ウォン)、バーバリー(1,140億ウォン)等が続いた。

ナイキは、スポーツブランドでは唯一337億ウォンに達し、10位以内に入った。

パク・ミョンジェ議員は「知財権侵害品の密輸は国家イメージを失墜させる犯罪であるため、携帯品と郵便物を通じた少量の搬入にも徹底して対応する等、官民が協力して 取締りの実効性を高めなければならない」と話した。

イ・ジュンギ記者 bongchu@dt. co. kr



3-5 LGイノテック、日本電産に特許訴訟で勝訴

電子新聞(2016.9.29.)

LGイノテックが中国における日本電産との特許訴訟で勝訴した。

LG イノテックは、日本電産(Nidec Corporation)を相手に中国北京知識財産権専門裁判所に提起した「光学ディスクドライブ(ODD)用精密モーターの構造」に関する特許侵害訴訟 1 審で勝訴したと 29 日明らかにした。

ODD 用精密モーターは、CD-Romや DVD-Rom 等 ODD でディスクを回転させる「スピンドル用のモーター」であるが、LG イノテックは日本電産がモーター内部の異物の流入を防ぐ特許を侵害したと主張した。

モーター専門企業である日本電産は、パソコンや家電、自動車、製造設備用のモーター等を生産する日本の代表的な部品メーカーだ。昨年の売上は約12兆ウォン(1兆1千782億円)に達した。

LG イノテックが最終的に勝訴すれば、日本電産は損害賠償に加え侵害製品の生産・販売禁止を命じられる。日本電産が30日以内に控訴しなければ、1審の結果が最終判決になる。

電子業界は、韓国企業が技術大国である日本の代表的な部品メーカーを相手に勝訴したことから、今回の訴訟の結果を高く評価している。

LG イノテックの関係者は「LG イノテックが世界トップレベルのモーター技術力と特許競争力を持っていることを立証できた」と話した。

一時モーター市場でトップ争いをしていた両社間の特許訴訟は今回が初めてではない。 日本電産は 2013 年 LG イノテックを相手に「スピンドルモーターの結合構造」に関する特許侵害訴訟を提起した。当該訴訟は現在、中国特許再審委員会と北京知識財産権専門裁判所を経て、高級人民裁判所で審理中だ。これに対する LG イノテックの対抗訴訟が今回勝訴の判決を受けたのである。

LGイノテックは ODD 用モーターの市場成長性が低いとみて昨年同事業を整理したが、 特許訴訟だけは続けている。精密モーター技術は、車載部品(制動・操向用のモーター



と変速機用のモーター)等、LGイノテックが育成中の新成長エンジンと密接に係っているためだ。日本1位企業との争いという象徴性もある。

キム・ジンヒョンLGイノテック特許担当常務は「今回の勝訴により、わが社の超精 密モーター技術と特許競争力が認められた。これからも知的財産権を積極的に保護していく方針だ」と述べた。

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 金属空気電池に関する特許出願が活発

韓国特許庁(2016.9.19.)

- □ 最近、電気自動車やドローン、スマートフォン等に使用されるリチウムイオン電池に 代わる次世代電池として金属空気電池*が注目を浴びており、関連特許出願も活発に 行われている。
 - * 金属空気電池: リチウム、亜鉛、アルミニウム等の金属を空気中の酸素と結合させて電気を発生させる電池であり、その中でリチウム空気電池の容量はリチウムイオン電池の5~10倍に上ると言われている。
- □ 韓国特許庁によると、金属空気電池に関する特許出願は、過去 10 年間 (2006~2015年)計 370 件で、2006年4件から 2015年86件と21.5倍増加し、毎年着実に増加している。
- 出願人別には、サムスン電子が64件(17.3%)と最も多く、次に現代自動車26件(7.0%)、 LG 化学22件(6.0%)、(株)レオモーターズ19件(5.1%)、(株)EMWエネルギー16件(4.3%)

の順となる。

- 外国人出願は61件と出願全体の16.5%を占めている。外国人出願は、トヨタ自動車8件(2.2%)、エレクトリシテ・ドゥ・フランス7件(1.9%)、住友電気工業4件(1.1%)の順だ。
- □ 金属空気電池の陰極素材を基準に計 278 件の特許出願を分析した結果、大容量のメリットがあるリチウム空気電池が 167 件(60.0%)、安全性と経済性のメリットがある 亜鉛空気電池が 93 件(33.5%)、アルミニウム空気電池が 10 件(3.6%)、マグネシウム 空気電池が 8 件(2.9%) だった。
 - ※ 陰極素材を基準に特定しない数値は分析から除外される。
- □ 出願された技術内容のほとんどは、エネルギー効率を高め金属空気電池を商用化するためのものであり、電池システムに関する技術が119件(32.1%)、両極の構造を改善して酸素が連続的に供給されるようにする技術が108件(29.1%)、電池内部の反応を促進させる触媒に関する技術が56件(15.1%)であり、次いで電解質、陰極及び分離膜に関する技術が続いた。
- □ 特許庁のユ・ジュン自動車融合審査課長は「現在としては、リチウム空気電池を商用化してリチウムイオン電池に代わるには技術的難題が多いのが事実だ。しかし、電気自動車やドローン等に使用できる大容量の二次電池の必要性から、リチウム空気電池に対する関心と技術開発は今後さらに続くと思う」と話した。

5-2 ポリケトンに関する特許出願が増加

韓国特許庁(2016.9.20.)

ポリケトンは、自動車有害排気ガスの一つである一酸化炭素(CO)と石油化学系オレフィンの合成により製造される新素材であり、軽くて強い特性から自動車軽量化用のエコ素材として活用するための研究が国内企業や研究所、大学を中心に進められ、関連特許出願も急増している。

※ポリケトンは従来のナイロンに比べ衝撃の強度 2.3 倍、耐化学性 30%以上優秀

□ 韓国特許庁によると、韓国企業が2013年に世界で初めて商用化に成功したポリケト



ンの製造及び製品開発に関する出願は、国内企業や研究所及び大学を中心に 2014 年 から大きく増加している。

- ポリケトンの年度別出願件数は、2006年から2013年まで毎年10~20件程度に過ぎなかったのが2014年105件、2015年109件と、最近急激に増加している。
- □ ポリケトンの出願人の現況 (2006~2015年) を見ると、
 - 出願人の割合を国内外別に見ると、国内出願人の割合が高く、出願が急増した 2014 と 2015 年には 1 件を除き全て国内出願人によって出願された。これは、外国 では量産の失敗で類似した物性を持つ他のエンジニアリングプラスチックが活用 されている反面、韓国では韓国企業が世界で初めて商用化技術を開発して量産を準備しているためとみられる。
 - 主な国内出願人には、(株)ヒョソン 261 件、(株)現代自動車7件となり、特にヒョソンによる出願の割合は84.5%と最も高かった。主な海外出願人には、ブリヂストン(日本)が4件出願した。
- □ ポリケトンに関する技術分野別現況 (2006~2015年)を見ると、
 - ポリケトン関連技術は大きく、▲ポリケトンの製造、▲物性補完のための造成物、▲製品に分けられる。
 - 2008年まではポリケトンの製造に関する出願の割合が高く、2009年以降はポリケトンの造成物に関する出願の割合が増えた。世界で初めて商用化に成功した 2013年以降はポリケトンを活用した自動車用エンジンカバー等の製品 (用途)関連出願が増加したため、2015年には出願の割合が約89%にまで上がった。
 - これは、研究開発の初期段階にはポリケトンの製造を中心に研究開発が行われたが、その後は開発されたポリケトンの物性を補完するための造成物の関連研究が活発になり、商用化が成功した 2013 年以降は自動車・電気電子分野の内・外装材、自動車用ホース(チューブ)、タイヤの補強用コード、エンジンカバー、ホイールカバー等にポリケトンを適用するための研究に集中したためとみられる。
- □ 特許庁のジャ・スングァン高分子繊維審査課長は「ポリケトンは、現在商用化され



ている様々なプラスチック材料の中で、韓国が世界で初めて量産化に成功した唯一の プラスチックだ。産業界・学界・研究会間の効率的な協力関係の構築により価格及び 品質の競争力を持続的に確保していけば、未来の国家競争力に大きく貢献できる中核 技術になると思う」と話した。

5-3 サムスン電子、HP に特許 6,500 件を売却

電子新聞(2016.9.21.)

サムスン電子も特許の収益化に目を向けるのだろうか。

事業再編を進めているサムスン電子がこれまで蓄積した莫大な特許ポートフォリオを売却する等、収益化に活用する見通しだ。サムスン電子がヒューレット・パッカード (HP) に移転する特許は 6,500 件余りで、今後非主力事業を整理する過程で特許の売却が拡大する恐れがあるという内容だ。

英国特許メディア IAM は今月 13 日(現地時間)、サムスン電子がプリンティングソリューション事業部を HP に 10 億 5,000 万ドル(約 1 兆 1,500 億ウォン)に売却することを決め、プリンターの関連特許約 6,500 件も一緒に移転すると報じた。海外メディイアはこれまで莫大な特許ポートフォリオを相互使用契約(クロスライセンス)の締結と防御用にのみ使用してきたサムスン電子が HP におよそ 6,500 件余りの特許を移転することにした決定をついて「変化の兆し」だと評価した。

該当特許の国籍やファミリー特許(複数の国に出願した同一の特許)を含めるかどうか等については公開されていないが、6,500 件余りという数値自体はサムスン電子にしても非常に多い。米国特許商標庁(USPTO)の資料によると、サムスン電子が2011 年米国ストレージ(HDD)企業シーゲートにハードディスクドライブ事業部を14億ドル(約1兆5,000億ウォン)で売却した際に特許500件余りを譲渡したのが最多だったが、今回HPに譲渡する特許の10分の1にも及ばない。

様々な産業において強い特許ポートフォリオを構築してきたサムスン電子が主力事業を中心に事業再編を進める場合、今回のように非主力部門の特許の売却が増える見通しだ。それに伴い他社もサムスン電子の特許に関心を持つとみられる。知的財産権投資

銀行 MDB キャピタル・グループの発表によると、サムスン電子は 2014 年末時点で 5万5,417 件の米国登録特許を保有していた。これは 2 位の IBM より 1万1,000 件以上多い規模となる。

サムスン電子は今月 12 日、自社のプリンター事業部を 10 億 5,000 万ドルに HP に売却することで合意したと発表した。プリンター事業部を 11 月、新設法人に分離した後、持分全体を HP に売却する。関連手続きは 1 年以内に完了する予定だ。

イ・ギジョン IP ノミックス記者 gjgj@etnews.com

5-4 量子ドットを適用したLCDに関する特許出願が急増

韓国特許庁(2016.9.26.)

- # ディスプレイは大きく LCD(Liquid Crystal Display) と OLED(OrganicLight Emitting Diode)に区分される。LCD は OLED に比べ色再現性が相対的に低かったが、量子ドット(Quantum dot)¹を利用して LCD の色再現性を改善しようとする特許出願が最近活発に行われている。
- □ 特許庁によると、LCD に量子ドットを適用した国内特許出願(出願日基準)は、着実 に増加している。
 - 量子ドットに関する特許出願(出願日基準)は、過去 10 年間(2006 年~2015 年)計 268 件で、2014 年(63 件)と 2015 年(84 件)に出願量が急増し、この 10 年間の出願量の 54.8%(147 件)を占めている。
- □ 出願人別では、韓国人が出願のほとんどである 258 件 (96.3%) を、外国人は 10 件 (3.7%) を出願した。これは、国内企業の量子ドットを LCD に適用するために着実に 技術開発を進めてきたことを裏付ける。
 - 多出願の順位では、サムスンディスプレイが 81 件(30.2%)、LG ディスプレイ 40

¹ 量子ドットとは、光を照らしたり電流を供給したときに、同じ物質であっても粒子の大きさによってそれぞれ違う長さの光の波長を発生させ、多様な色を出すことができる半導体ナノ粒子のことを言う



件(14.9%)、サムスン電子 38件(14.2%)、LG イノテック 29件(10.8%)、LG 電子 25件(9.3%)の順となる。

- □ 量子ドットが LCD に実装される方法によって分類すると、
 - フィルムタイプが 159 件(59.3%)、チューブタイプが 62 件(23.1%)、パッケージタイプが 26 件(9.8%)、カラーフィルターに適用されたタイプが 21 件(7.8%) 出願された。
 - 出願件数が最も多いフィルムタイプは、導光板の上に量子ドットフィルムを配置 するものであり、従来の LCD 工程を適用しやすく、多様な大きさの画面を実現す ることに適するため、ディスプレイ会社が好む方法として知られている。
- □ 特許庁のキム・ジェムン ディスプレイ機器審査チーム長は「量子ドットを利用すれば、色純度と光安定性の高い光を得ることができる上、LCD だけでなく、OLED にも適用できるため、最近ディスプレイ業界に活力を吹き込んでいる]と話した。

過去のニュースは、http://www.jetro-ipr.or.kr/ をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム (電話:02-739-8657/FAX:02-739-4658 e-mail:kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

 $\underline{\texttt{https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665}}$

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知財チーム